

第 242 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 4 年 1 1 月 1 1 日 (金) 13 時 30 分から

2 開催方法 長野合同庁舎 南庁舎 601 号会議室

3 出席者

内水面漁場管理委員 9 名

漁業者代表：古谷 秀夫、大沼田 志津男、石田 和夫

採捕者代表：小澤 哲、水谷 博

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透、酒井 美月

事務局：吉田書記長他、事務局員 3 名

4 会議事項

(1) 会長代理の選出について

(2) 議事

① 遊漁規則の変更について

② 漁業権免許の切替事務について

③ 野尻湖の逸出漁の監視について

(4) その他

5 会議内容

平林会長挨拶 会議に入る

吉田書記長 ここで、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

井出委員及び金井委員、飯田委員、高田委員が都合により欠席ですが、漁業法第 145 条第 1 項の規定による会議の開催要件である委員定員の過半数を超える出席がありますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、ここから平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

平林会長 まず、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を、石田委員、竹原委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。本日最初の議事は、知事から諮問のあった「遊漁規則の変更について」です。今回は更埴漁協から遊漁規則変更認可申請書が提出されておりますので、事務局から説明をお願いし、ご質問、ご意見等をお聞きします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 1 により説明

平林会長 ありがとうございました。

資料 1 に基づいて、事務局から説明がありました。このことについて、御意見、ご質問はございますか。

小澤委員 遊漁料の変更については、特段問題はないと思います。ただ、施行日が令和5年4月1日となっています。更埴漁協の漁場の解禁日はいつになるのでしょうか。通常、これについては解禁日に合わせて行うものと思います。そうでないと、遊漁者は購入した日によって、不利益を被る等の問題が発生する可能性があると思います。

事務局 更埴漁協につきましては、年券の切替日が4月1日であるため、この施行日となっています。溪流漁場の解禁日は2月16日ですが、その年の4月1日には期限が切れてしまうということになります。更埴漁協では、解禁日に年券を購入する遊漁者がいた場合、遊漁者へ説明を丁寧に行い、日釣り券を購入して頂く等の対応をしているとのことですので、購入日の違い等により不利益を被るといったことはございません。

小澤委員 承知しました。ありがとうございました。

平林会長 他に何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

酒井委員 資料にあるとおり、放流魚の値上げによる組合の負担の分を値上げすることや、それが遊漁料の審査基準の枠を超えていないということは大変よくわかるのですが、近年、様々なものが値上がりしていく中で、消費者としては少しでも出費は抑えたいという思いはあると思います。その中で、年間券とはいえ、600円の値上げはかなりの値上げをしている印象があります。急にこの様な形となり、果たしてこれは大丈夫なのか、少し心配になるのですが、この辺りについて教えて頂けますと幸いです。

事務局 ご指摘の点については、非常によくわかる部分ではありますが、漁協としては平成26年から年券の値段をずっと据え置いてきた経緯があります。積算根拠を見ても、令和2年からの積算で既に一人あたり693円が組合の負担として増えていることがわかり、漁協もこの負担については耐えられないということですので、今回の値上げについては、致し方ないものと考えています。しかし、600円の値上げは確かに大幅な値上げであるので、遊漁者等から問い合わせがあった場合には、漁協の方で丁寧に説明を行って対応をして頂くことを心がけるようにしていくとのことですので、その点についてはご理解をよろしく願います。

酒井委員 わかりました。

平林会長 他に何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

各委員 意見、質問等なし

平林会長 無いようですので、更埴漁協の遊漁規則の変更認可申請については、諮問の内容のとおり許可して差し支えない旨、答申してよいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 では、更埴漁協の遊漁規則の変更認可の申請については、諮問のとおり許可して差し支えないとして答申させていただきます。ありがとうございました。

平林会長 それでは議事を進めます。続いては議事（２）の漁業権免許切替事務についてとなります。これにつきましては、免許事務についての進捗状況の報告と協議事項として漁業法第 86 条に係る漁業権免許に付す条件についてがございませう。まずは、漁業権免許の切替事務のおおまかなスケジュールと水産庁からの技術的助言、そして、事務手続きの進捗状況についてまずは事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 2 及び 3 により説明

平林会長 ありがとうございます。ではまず、水産庁からの助言等に関しまして何かご質問等はございませうか。

桐生委員 質問というか確認ですが、利害関係人の意見聴取について、利害関係人は当該漁場について利害関係があることを疎明されている必要があることと記載があるのですが、この様な言葉はあるのでしょうか。

事務局 ございませう。これについては、今回参考資料として載せていないのですが、漁業法施行規則において、利害関係人は利害関係があることを疎明する必要があると記載がございませう。

桐生委員 それはどの様な意味なのでしょうか。

事務局 疎明の言葉の意味をそのまま申し上げると、例えば、周りに対して私はこのことについて影響を受けるのは、確からしいという一定の心証を抱かせたり、そのために証拠を提出して証明をしていくこと、となります。

桐生委員 わかりました。疎明という言葉はあまり聞きなれなかつたので、お聞きしました。ありがとうございます。

平林会長 他に何かございませうか。

各委員 意見、質問等なし

平林会長 それでは、次に実際に漁協から上がってきた漁業権対象魚種の追加及び削減について、ご意見、ご質問があれば伺おうと思ひます。まずは下伊那漁協の部分について何かございませうか。

竹原委員 素朴な疑問なのですが、ここで削減すると記載がある、ドジョウ及びウナギについて、かつてはこの漁場で獲れていたのでしょうか。

事務局 こちらについては、漁協から報告があるのですが、特にウナギについては海から上ってくるものであり、ダムや堰堤などが次々とできていることもあるため、ここ 10 年や 20 年という期間で見ても自然のものはいないし、ドジョウを含め、放流を行っても定着せず、漁獲の実績も全くないと報告いただいております。

竹原委員 わかりました。

平林会長 他になにかございますか。

各委員 意見、質問等なし

平林会長 では、次の千曲川漁協のアユについて削除ということで、ご意見、ご質問をお願いいたします。なお、この件につきましては、関係者である古谷委員にはご退席をお願いいたします。

古谷委員 退席

石田委員 アユの遊漁券の販売枚数が直近5年でほぼ0ということは、誰も釣りに来ていないということだということです。それに対して放流をすることというのは、アユの値段も相当上がっている中で、漁協の負担も相当なものだと思います。ですので、これはこの通り削減してもよいのではないかと思います。

大沼田委員 アユについて、近年は台風等の災害もあるし豪雨等による濁りでも下流へ下ってしまいい放流場所に定着しないことが多々あり、事業としては大変負担となる部分がある。我々の組合はアユについて、まだ漁業を行いたいという組合員がいるので削減とはしないが、増殖指示量を下げてもらったことはある。なので、千曲川漁協のアユについては削減となっても致し方ないと思います。

桐生委員 アユを削除することについては、特段問題ないと思います。ただ、他の漁業権魚種に対しての影響というのはどうなのでしょう。

事務局 アユ以外の魚種については放流を行う事で、河川に定着する可能性がございますが、長野県において、アユは放流をしても定着しない上に、放流をやめた場合、1年でほぼすべてがいなくなります。このことから、アユの放流をやめたとしてもその他の魚種に影響を与えることは考えにくいと考えています。

桐生委員 わかりました。

酒井委員 今回の漁業権免許に関する漁業権魚種の追加及び削除について、先ほどの遊漁規則においては審査基準や積算根拠等の資料が提出され、それに基づいて決定しているのですが、これについてはそこまで求めていない状態です。今回、この資料のみでそれを判断することとしてよいのか、少々疑問なのですが、いかがでしょうか。

事務局 水産庁は漁業権についての考え方として、10年に1度の切替であるので、漁協等がその内容について変更を行う場合には、現行の免許期間10年間でその様に判断したという考え方になります。ですので、この漁協の判断はそれを見据えた判断ですので、それで判断してもよいものではないかと考えています。

事務局 今回の委員会では、あくまで漁協から魚種の追加と削減について、このような意向があったという報告になります。ですので、この場で委員会として何か判断していただくという様な内容ではないということをご捕捉させていただきます。また、酒井委員の方からは貴重なご意見を頂きましたが、こちらにつきましては今回の意見を基にし、各漁業協

同組合に対して、その真意等を聞き取ることとなりますので、その点についてはどうぞよろしくお願いいたします。

酒井委員 わかりました。

小澤委員 あくまでもこれは、漁協や市町村に聞き取った内容についての報告であって、この内容でこれらを判断しろということではないと思いますので、もう少し具体的な資料が出てきたところで判断すべきだと思います。

水谷委員 採捕者の代表としては魚種が減るということは大変残念に思います。教えて頂きたいのですが、千曲川では以前から盛んにアユ釣りが行われていたということでしょうか。

平林会長 かつてはアユ釣りのメッカと呼ばれる程であり、盛んに行われていました。

水谷委員 わかりました。アユ釣りについては、全国的に見ても人口が減少しています。アユ釣り自体も文化としても残さなくてはならないと思いますし、中には行政と漁協が一体となってアユの友釣り振興を行っているところもございます。ですので、単に生産性のみでアユ釣りがなくなってしまうことについては疑問を持ちますし、危機感をもって頂きたいと言わせていただきます。

平林会長 ありがとうございます。ご意見として受け取らせていただきます。

私の方からですが、魚種の追加及び削除についてはやはり客観的なデータに基づいて議論すべきだと思います。例えば、10年間のアユの漁獲量の推移や遊漁者の推移、遊漁券の販売枚数等でも構いませんが、このような客観的なデータを基に判断していくべきであると個人的には思います。

その他、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

竹原委員 佐久市の意見について、一層の配慮をして頂きたいとありますが、この配慮について何を求めているのかを明瞭にしていいただければと思います。

事務局 わかりました。

平林会長 他にご意見、ご質問はありますか。

各委員 特になし

平林会長 特に無いようですので、古谷委員にはご着席頂きます。

古谷委員 着席

平林会長 続いて、漁業法第86条に係る漁業権免許に付す条件について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料4により説明

平林会長 では、このことについてご意見、ご質問はありますか。

水谷委員 現行の区画漁業権の条件の3を外す理由について、もう一度説明をお願いできないでしょうか。

平林会長 事務局の方でお願いします。

事務局 3と4で同じ理由となりますが、水産庁と協議を行う中で、これらのことについては指導で行う事が可能であり、これらを怠ったと判断されれば、法の罰則が適用される面もあることから、これらを条件として付すのは適切でないと水産庁の方からも指摘を受けていますので、今回、条件として外すことを検討しているという所でございます。

水谷委員 十分にわかりました。しかし、地域に開かれた漁業協同組合を作るという部分については問題を感じているところもありますので、是非、積極的なご指導をお願いしたいと思います。

平林会長 他にご意見、ご質問はありますか。

酒井委員 諏訪湖漁協の区画漁業権の面数についてですが、現状では3~4面で実施されており、25面よりもかなり少ない面数であることがわかります。疑問なのですが、実際に25面まで利用することとなった場合は、この水質目標をクリアできるということなのでしょうか。もし満たせないとすれば、この25面という部分を勘案するという事なのでしょうか。

事務局 これについては、資料にありますとおり、諏訪湖漁協は仮に水質目標に影響が出た場合には、面数を減らすのではなく、池中のコイの養殖量を減らして対応するという方針を出していただいております。また、水質目標に関しては面数が30面の時から既に達成できておりますので、問題があればコイの養殖量を減らす漁協の方針と合わせて、事務局としては特に問題はないと考えております。

酒井委員 推移を見ても、実際、いきなり25面まで利用することはないと思いますが、法の罰則がある中で少々疑問に思った次第です。そういう事情であるのであれば、理解できました。ありがとうございました。

平林会長 他にご意見、ご質問ありますか。

私の方から、諏訪湖については以前の養殖方法、例えば、給餌の仕方等を見てもかなり改善がされており、残餌が湖内へ沈んで栄養塩が増えるといった事例がかなり改善されています。その様な資料等がもしあれば紹介して頂ければ幸いです。

他にご意見、ご質問はありますか。

各委員 特になし

平林会長 では、このことについての協議はここまでとし、次の議事に進みたいと思います。

それでは、議事（3）の野尻湖の外来魚の監視について、事務局の方からご報告をお願いいたします。なお、こちらについては、石田委員は利害関係者となりますので、ご退席をお願いいたします。

石田委員 退席

事務局 資料5により説明

平林会長 ありがとうございます。これにつきましては、前回第1回目の調査のご報告があり、今回は2、3回目の調査についてご報告頂いたのですが、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

オオクチバスは捕れていませんが、コクチバスが結構な数捕れていますね。

事務局 その通りですが、こちらは全て装置の中で捕れたものとなります。

平林会長 それはわかりますが、装置の中で捕れたということはスクリーンを越えて入ってきているということです。下流へ行ったということではありませんが、装置の中で捕れたから良いという事ではないと考えます。こちら、例年と比較してかなり多い個体数が確認されています。

何か、ご意見、ご質問をある方はお願いいたします。

一番シリアスなのは、装置3及び4の下流側で捕れているということだと思います。こちらは見つかった後、漁協の方で電気ショック等で対応して頂いているということでもよろしいですか。

事務局 そのとおりです。

酒井委員 平林会長がおっしゃるように、近年、稀に見る数を捕獲しているように思うのですが、監視場所1の箇所では6尾というのは、これは装置2では逸出を止められたけれども装置4は越えられてしまっているということだと思うのですが、何年前かに、増水等で装置1を開放してしまったからバッドデータが出てしまった等がありました。今年については、特にその様なことはなく、ただ出てきたものを捕まえたということなのではないでしょうか。

事務局 装置の目合いを確認して頂くと、小丸山用水の装置は、外側になるに従い、目合いが細くなってくものとなりますので、体サイズの的に装置を越えてきてしまうものは出てきてしまうことはあるかと思えます。また、御小屋用水と小丸山用水は農業用水路であり、この時期は水が枯れている状態となります。今回については、調査時に水が残っており、捕れたということになります。

平林会長 今の説明だと、普段は水がないのでそこには魚はいないということになるが、水があると十分に出てくる可能性があるということになります。しかし、ここで重要なことは、体サイズによっては、装置1のスクリーンをすり抜けられるものはすり抜けているという事実ですよね。

事務局 そのとおりです。

平林会長 この委員会でこのような情報を共有して頂いているのは、漁協の方でも逸出しない様に様々な対応を取られていると思いますが、現状はこのような状況となっていますので、この委員会でよりよい対応案があれば出していただければと思います。もう1点、漁協の方では毎日、報告をして頂いているということですので、例えば、毎日電気ショッカーをやるという様なことは無理ですので、その辺りも勘案しながら、よい案等があればここで出していただいて、逸出しない可能性がより高いものがあれば知恵を出していただきたいという様なことでございます。

いかがでしょうか。このような形で、捕れてしまっているということですので、3回行っている調査に加え、春先に調査をもう1回入れる等かもしれませんが、何かありますでしょうか。

事務局 漁協からも10日に1度の調査報告を頂く形になるので、今後も動向を掴んでいける形になりますので、お伝えをさせて頂きたいと思います。

平林会長 わかりました。先ほどの説明の中で、隙間が空いていたという可能性があるということも挙げられていますので、毎日の報告の中で、その様なことも気にかけて頂いてやってもらえればと思います。

委員会としては、このような状況もありますので、今後も同様に様子を見て頂くということよろしいですか。

各委員 異議なし

平林会長 では、野尻湖の外来魚の監視については、今後もこの様に進めて頂ければと思います。それでは、石田委員はご着席ください。

石田委員 着席

平林会長 では、次のその他について、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。また、会議全体をとおしてでも構いません。

各委員 意見、質問等なし

平林会長 特に無いようですので、本日の議題は全て終了とします。それでは、進行を事務局にお返しします。

吉田書記長 平林会長におかれましては円滑な議事進行ありがとうございました。

では、これを持ちまして、第242回長野県内水面漁場管理委員会を閉会します。

なお、次回の第243回の委員会につきましては、来年になりますが、2月3日の金曜日に開催を予定しております。次は皆様と対面の会議を予定しておりますので、皆様には是非、ご都合をつけて出席いただければと思います。新型コロナウイルス感染症が流行っておりますので、体調管理には気を付けてお過ごしいただければと思います。

それでは、本日は長時間ありがとうございました。

議事録署名委員

印

議事録署名委員

印